県本部各部課長 県下各警察署長 共00 | 00 | 10 | 39 | 5年宮本交企第1169号令和6年10月31日交通

自転車利用者に対する指導警告要領の制定について(通達)

道路交通法の一部を改正する法律(令和6年法律第34号)が令和6年5月24日に公布され、このうち自転車の交通違反に関する規定が令和6年11月1日から施行されることに伴い、自転車利用者に対する指導警告要領を別添のとおり制定し、令和6年11月1日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、「自転車利用者に対する指導警告要領の細目事項について(通達)」(令和5年12月18日付け宮本交企第1329号)は、令和6年10月31日をもって廃止する。

担 当:交通企画課自転車総合対策係

自転車利用者に対する指導警告要領

#### 1 趣旨

この要領は、自転車の交通ルールの徹底を図るため、自転車利用者に対する指導警告(以下「指導警告」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 指導警告の目的

指導警告は、自転車の交通違反のうち、悪質性又は危険性が高くないなどの理由から、交通切符による検挙措置に至らないものについて、当該違反行為が道路交通法(昭和35年法律第105号)等に違反し、刑罰の対象となることを認識させるとともに、「車両」として自転車が従うべき基本的な交通ルールを指導し、自転車利用者の交通安全意識の向上と交通事故を防止することを目的とする。

#### 3 指導警告対象違反

指導警告の対象とする違反行為は、自転車利用者に対する道路交通法違反(宮城県道路交通規則(平成13年宮城県公安委員会規則第1号)違反を含む。)とする。ただし、違反者が14歳未満である場合は、口頭による指導警告にとどめ、「自転車指導警告カード」(別記様式第1号上欄、以下「警告カード」という)の作成及び「自転車レッドカード」(別記様式第1号下欄、以下「レッドカード」という)の交付はしないこと。

また、自転車乗車用ヘルメット未着用の者について、未着用であることのみによる警告カードの作成及びレッドカードの交付はしないこと。

## 4 指導警告の実施要領

(1) 自転車の交通違反を現認した場合の措置 街頭活動中の警察官は、自転車の交通違反を現認した場合、看過することなく 停止を求め、違反行為を中止させること。

(2) 指導警告の方法

指導警告を実施する場合は、警告カードを作成するとともに、レッドカードを 交付して行うものとする。

(3) 警告カードの作成

警察官は、前記(1)の場合において、悪質性又は危険性が高くないなどの理由から、交通切符による検挙措置に至らないものと判断したときは、下記の要領に従って警告カードを作成すること。

ア 取扱者欄

所属、階級及び氏名を記入すること。

イ 違反日時欄

当該違反行為を現認した年月日時を記載すること。

ウ 違反場所欄

当該違反場所の地番又は目標となる交差点名を記載すること。

工 違反者欄

可能な限り運転免許証、健康保険証、学生証(生徒手帳)等の身分証明書の

提示を求めて人定事項を確認し、住所、氏名、性別、職業(学生の場合は、学校名及び学年)、生年月日及び年齢を記載すること。

また、身分証明書を携帯していない又は提示を拒否された場合は、当該違反者から人定事項を聴取し記載すること。

#### 才 人定確認方法欄

確認した違反者の身分証明書等について例示項目に〇印を付けること。 例示項目以外で確認した場合、「その他」に〇印を付け、括弧内に確認方法 を記載すること。

# カ 使用自転車欄

防犯登録番号、車体番号、車種及び塗色については、必ず確認して記載すること。

## キ 違反事項欄

該当する違反事項の番号に〇印を付けること。(複数選択可)

携帯電話に関する違反の際には、違反形態が通話又は画像注視のいずれかが分かるよう、余白に(通)・(画)等を記載すること。

#### (4) レッドカードの交付

警察官は、レッドカードの該当する違反項目の番号に〇印を付け、取扱者欄に 所属及び氏名を記入した上で、警告カードからレッドカードを切り離して違反者 に交付すること。

違反者にレッドカードを交付する際は、当該違反行為の指導のみにとどまらず、 次の事項について指導すること。

- ア レッドカードの表面に記載された違反行為は、危険性及び迷惑性が高いこと を説明し、これらの違反行為の防止に資する指導を行い理解させること。
- イ レッドカードの裏面に記載された「自転車安全利用五則」について説明し、 「車両」として自転車が従うべき基本的な交通ルールを指導し理解させること。
- ウ 交通ルールを守らずに交通事故を起こした場合は、刑事上の責任を問われる 可能性があること及び民事上の責任として被害者の損害を賠償する責任が生じ る可能性があることなどを指導し、理解させること。
- エ 自転車乗車用ヘルメット未着用の者については、ヘルメットの有効性を説明するなど、着用を促すよう声掛けすること。

#### (5) 受傷事故防止等

街頭活動においては、装備資機材を効果的に活用し、違反者を停止させる際の 転倒防止、警察官自身の受傷事故防止に万全を期すほか、不適切な言動による無 用のトラブル防止に努めること。

#### 5 警告カードの取扱い

作成した警告カードは、各所属で施錠設備のある保管庫等において1年間保管し、 保存期間経過後は確実に廃棄すること。

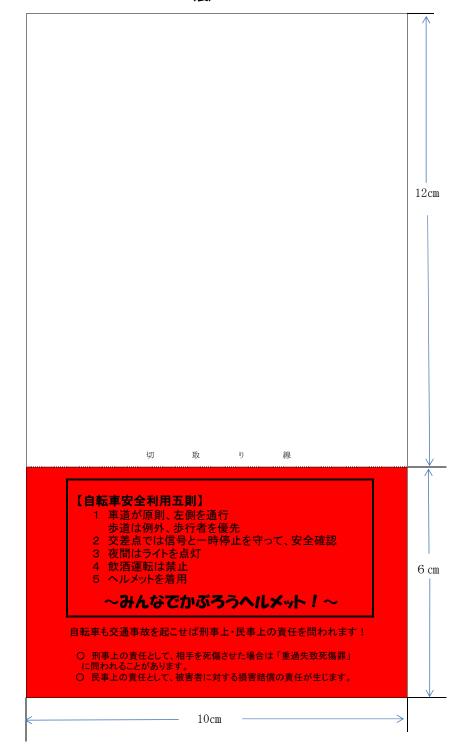
#### 6 レッドカードの交付状況の報告

所属長(宮城県警察機動警ら隊長、宮城県警察鉄道警察隊長、宮城県警察交通機 動隊長、宮城県警察高速道路交通警察隊長及び警察署長をいう。)は、月ごとのレ ッドカードの交付状況について、「自転車レッドカード交付状況表」(別記様式第2号)により、交通部交通企画課長(以下「交通企画課長」という。)に対し翌月5日までに報告すること。

また、フードデリバリーサービス従事中の自転車違反者に対するレッドカードの 交付、検挙及び交通事故(「人身・物損」及び「1当・2当」を含む。)を取り扱っ た際は、その都度、「フードデリバリー事業者調査表」(別記様式第3号)に記載の 上、交通企画課長に対し報告すること。

(表)

決	┃ 署・隊	<b>¥</b>
裁	取扱者 階級 氏名	
違反日時	年 月 日( ) 午前 午後	時 分頃
違反場所	宮城県 市・町・村	区 付近
	住 所 氏 名	男・女
違反者	職業 年 (学校名 学校	月 日生 ( 歳) 年生 )
人定確認方法	・運転免許証 ・保険証 ・学生証 ・社員証 ・伊・その他(	R護者連絡 ・申告
使用自転車	防犯登録番号 車租 車体番号 塗色	
	1 飲酒運転 2 信号無視   3 一時不停止 4 右側通行   5 歩道通行 6 無灯火	
違反事項	7 二人乗り 8 傘差し運車   9 携帯電話使用等 10 片手運転等   11 ヘッドホン使用等 12 歩行者に危   13 その他() )	
	切 取 り 線	
	自転車レッドカード	/
1 飲酒運 (法第65条第1項 3 一時不	は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金等) (法第7条、3か月以)	下の懲役又は5万円以下の罰金)
7 二人乗	頁、3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金)(法第52条第1項	
9 携帯電 (法第71条5の) 11 ヘッド	話使用等 10 片手運転等 5.6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金)(法第71条第6号 ホン使用等 12 歩行者に危 第6号、5万円以下の罰金) (法第19条等、	争
取 扱	書 警察署・隊 氏	名



# 自転車レッドカード交付状況表 (月)署・隊

							重点	
学職別	中	高	専門	大	高	そ	合	地 区 •
	学	校	学	学	齢	の		路如
違反別	生	生	校生	生	者	他	計	線 対 象
飲酒運転								
信号無視								
一時不停止								
右側通行								
歩道通行								
無灯火								
二人乗り								
傘差し運転								
携帯電話 (通話)								
携帯電話 (画像注視)								
片手運転等								
ヘッドホン 使用等								
歩行者に危険を 及ぼす違反								
その他								
合 計								

注1 「歩行者に危険を及ぼす違反」とは、路側帯通行方法違反、並進及び歩道通行方法違反をいう。

<sup>2</sup> 口頭による指導警告は除く。

# フードデリバリー事業者調査表(〇月〇日報告)

〇〇警察署(隊)	交通課	仙台 太郎
----------	-----	-------

# 1 交通事故関係

番号	発生日時	発生場所	路線名	人身·物損	当事者別	相手方	事業所名	事故概要
	7月30日(木) 12:00	仙台市青葉区本町3丁目8-1先十字路交差 点	市道〇〇線	人身	第1当 男性 (25歳)	歩行者	ウーバーイーツ	交差点における安全不確認による出会 い頭の交通事故
1								
2								
3								

# 2 交通違反関係

番号	違反日時	違反場所	違反名	違反者	事業所	その他
例	7月30日(木) 12:00	仙台市青葉区本町3丁目8-1先十字路交差 点	遮断踏切立ち入り違反	男性(25歳)	Wolt	切符処理

# 3 レッドカード関係

番号	違反日時	違反場所	違反名	違反者	事業所	その他
例	7月30日(木) 12:00	仙台市青葉区本町3丁目8-1先歩道上	携帯電話使用等	男性(25歳)	〇〇食堂	

※ 適宜、行数·幅変更可